

令和7年度第2回
杉並区農業委員会 総会

令和7年5月22日（木）

1. 開催日時 令和7年5月22日(木) 15時30分から17時

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(12人)

会長	13番	秦 孝良			
会長職務代理	5番	飯田 幸弘			
委員	1番	細淵 玉美	8番	篠 清孝	
	2番	蓮見 紳次	9番	井口 源成	
	3番	原 修吉	10番	井口 明	
	4番	野田 一郎	11番	田原 良規	
	6番	原田 映史	12番	鈴木 宗孝	

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 石野 哲夫

事務局次長 瀬端 一哉

事務局書記 齊藤 慧

山口 育生

櫻井 優奈

5. 議事日程

【協議事項】

- 1 農業委員の適正な事務実施について
- 2 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 4 納税猶予の特例適用農地等該当証明について
- 5 農地利用状況調査の結果について
- 6 第65回企業的農業経営顕彰事業の実施について
- 7 第45回農業後継者顕彰事業の実施について

【依頼事項】

- 1 令和7年度新規就業者奨励賞受賞候補者の推薦について

2 生産緑地取得のあっせんについて

【報告事項】

1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について

2 その他

7. 議事

○事務局長 それでは、令和7年度第2回農業委員会総会を開始いたします。

本日は協議事項が7件、依頼事項が2件、報告事項がその他を含めて2件ございます。議事進行にご協力よろしくお願いいたします。

本日の欠席委員は鈴木委員です。

また、本日の署名委員は、細淵委員と蓮見委員です。よろしくお願いいたします。

では、協議事項に入ります。

議事進行を議長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、協議事項に入ります。

1番、農業委員の適正な事務実施について、事務局から説明をお願いします。

○事務局長 資料1-1と1-2をご覧ください。

毎年実施しております最適化活動実施状況の点検・評価の公表に関しましては、農業委員会法第37条の規定により、毎年6月30日までにインターネット等によって公表することが義務付けられているため、本日決定いただきたく存じます。

それでは、資料1-1、令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価をご覧ください。指定の書式に合わせて作成しております。

なお、全面市街化区域のため記載が不要とされている箇所につきましては横線を入れております。

1、最適化活動の成果目標、(2)有休農地の解消等につきましては全てゼロヘクタール、黄区分解消工程表策定については策定しなかったとしています。2、最適化活動の活動目標の最適化活動を行う農業委員の人数は13人、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数につきましては、目標が6日、実績が3.1日となっています。3、点検・評価結果ですが、農業委員会の点検・評価結果については、期待どおりの結果が得られたとしております。

続きまして、資料 1 - 2、令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。こちら指定の書式に合わせて作成しております。

なお、全面市街化区域のため、資料 1 - 1 と同じく、記載が不要とされている箇所については横線を入れております。

I、農業委員会の状況でございます。1、農業委員会の現在の体制につきましては、現在の農業委員の数について記載をしております。2、農家・農地等の概要につきましては、記載の数値は農林業センサス等の数値でございます。

2 ページ目をご覧ください。最適化活動の実施状況です。横線を除きまして、
(2) 有休農地の発生防止・解消につきましては、有休農地はゼロヘクタールと
なっております。続きまして、3 ページ目をご覧ください。④その他の農地
の利用状況調査及び農地の利用意向調査について、それぞれ調査実施時期を 9
月、調査結果取りまとめ時期を 9 月から 10 月としており、農業委員会の点検結
果につきましては、今年度も有休農地の発生を防止できたと評価しております。

(3) 新規参入の促進については、栽培に関して近隣の住宅との関係で様々な制
限を受けるため、新規参入者を呼び込むことは困難であるとしております。

4 ページをご覧ください。2、最適化活動の活動目標について、(1) 推進委員
等が最適化活動を行う日数目標については、1 人当たりの活動日数は月 6 日と
しております。委員の数は 13 人としております。次に、1 ページ飛ばしていた
だき、6 ページをご覧ください。事務の実施状況でございます。1、総会、部
会の開催実績については、毎月総会を開催しているため、各月 1 回と記入して
おります。2、農地法第 3 条に基づく許可事務については、昨年度申請はござ
いませんでした。

私からは以上になります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。

(協議)

○議長 それでは、こちらの内容で決定したいと思います。

続きまして、2 番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局か
ら説明をお願いします。

- 事務局長 それでは資料をご覧ください。相続税の納税猶予を適用されている方について、3年毎の確認、証明になります。今回は2件です。
(1件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)
(協議)
- 議長 それでは、証明書を発行することで決定いたします。
続いて、2件目、お願いいたします。
- 事務局長 (2件目の該当者名、住所、特例適用農地の地番について説明)
(協議)
- 議長 それでは、証明書を発行することで決定いたします。続きまして、3番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いいたします
- 事務局長 それでは資料をご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明になります。今回は1件です。
(申請年月日、相続開始日、被相続人の氏名、相続人の氏名・住所、該当生産緑地の地番について説明)
(協議)
- 議長 それでは、証明書を発行するというで決定いたします。続きまして4番、納税猶予の特例適用農地等該当証明について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは資料をご覧ください。特例適用農地が現在農地であるかの証明でございます。今回は1件です。
(照会人、照会内容、照会日、照会のあった農地、また、担当委員より現地の様子について説明)
(協議)
- 議長 それでは、証明書を発行するというで決定いたします。続きまして、5番、農地利用状況調査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 (事務局及び担当委員より農地利用状況調査を実施した結果について報告)
(協議)
- 議長 それでは、承認ということで決定いたします。続きまして、協議事項の6番と7番、第65回企業的農業経営顕彰事業の実施について、第45回農業後継者顕彰事業の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、まず資料6をご覧ください。

こちら例年行っております企業的農業経営顕彰の要綱でございまして、今年度から一部推薦基準が変更となっております。変更内容ですが、2ページ目下段の2、推薦基準の要件、②農業経営に関する要件が拡充されており、従前のA、年間農業収入はおおむね500万円以上であることに加えまして、B、10アール当たりの農業収入が70万円以上であること、C、候補者本人が認定農業者であることの2点が追加となり、これらA～Cのいずれかの要件を満たし、かつ農業部門で利益を生じていることで推薦が可能となりました。こちらは、推薦期限が8月29日となっております。参考資料として過去の表彰者の一覧を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、資料7をご覧ください。

こちら例年行っております農業後継者顕彰の要綱でございまして、推薦基準が一部変更となっております。変更内容につきましては、2ページ目の2、推薦基準、(1)と(2)の候補者の本人の年齢が従来は39歳以下とされておりましたが、44歳以下であることに変更となっております。

こちらは、推薦期限が7月31日となっております。こちら参考資料として過去の受賞者一覧を添付しております。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

こちらは例年、JAに推薦を依頼していますので、今年も依頼してよろしいでしょうか。

(協議)

○議長 ありがとうございます。

それではJAに依頼するというので、決定いたします。

○原委員 農業収入などの書類上の調査を含め、JAに依頼することになると思いますが、個人の農地情報や運営方法などは、農業委員の方が詳しい場合もあると思いますので、農業委員の情報も加味した推薦を行いたいですね。

○議長 それでは、依頼事項に入ります。

依頼事項1番、令和7年度新規就業者奨励賞受賞候補者の推薦について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは資料をご覧ください。こちらは新規就業者の奨励賞の交付に関する要領となっております。東京都農林水産振興財団から令和6年度中に新規就業された方についての表彰事業調査がございました。奨励の対象は、第3、新規就業者の奨励に記載しておりますが、1の(1)東京都内の農林水産業者であること、(2)将来にわたって農林水産業に就業する意欲があると認められることとなっております。

こちら資料に記載がございませんが、提出期限は6月24日ということになっております。該当する方がいらっしゃいましたら、6月20日までに事務局までご連絡をよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○議長 それでは、この表彰事業の対象について、御存じの方がいらっしゃれば、事務局までご連絡をお願いいたします。続きまして、2番、生産緑地取得のあっせんについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 (事務局長より、区より依頼があった為、生産緑地の取得あっせんを行う旨説明)
(希望確認)

○議長 それでは、買い取り希望はないということで決定します。皆さん、可能な範囲で結構ですので、周知をお願いします。もし、農地を買いいたいという希望がありましたら、来月中旬頃に事務局にご報告いただければと思います。

○議長 それでは、報告事項に入ります。

1番、農地法第4条・第5条届出書受理の専決処分について、事務局からお願いいたします。

○事務局長 (「農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」2件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明)

○議長 ありがとうございます。それでは、報告のとおりご了承願います。

では、続きまして、報告事項第2番、その他の報告事項について、事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、私から2点説明いたします。

1つ目が例年夏から秋にかけて実施している農地利用状況調査について、調査方法と調査時期についてご意見いただきたく思います。まず、調査方法は昨年と同様でよろしいでしょうか。まず、期間内に委員の皆様にご2人1組で担当地区

の調査を実施いただき、その後管理が不十分である農地を会長、職務代理、事務局等にて再度確認し、直近の総会で協議を行う予定としております。いかがでしょうか。

(各委員から意見徴収)

○事務局 ご意見ありがとうございます。それでは昨年同様の方法にて、調査をお願いいたします。続きまして調査時期についてもご意見いただきたく思います。

(各委員から意見徴収)

○事務局 ご意見ありがとうございます。それでは7月20日から8月10日にて実施するということでスケジュール調整し、次回の総会で報告いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

全体をとおして委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(その他報告なし)

それでは次回は、6月25日水曜日、15時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして第2回総会を閉会いたします。ありがとうございました。